

## 【オーストラリア】 アルコール飲料の税率引上げをめぐる動き

海外立法情報調査室・武田美智代

\* オーストラリア連邦政府は、2008年4月、青少年の飲酒癖を誘引するとして、ソフトドリンク入りのアルコール飲料の税率を引き上げた。野党は、増税が必ずしも青少年のアルコール消費量の減少につながっていないとして、税率引上げを有効とする政府提出法案を2009年3月上院で否決した。憲法第57条による両院の解散、早期選挙もささやかれる中、政府は6月22日に同法案を下院に再提出した。

### 増税の背景

オーストラリアでは、ハワード前保守連合政権下で行われた2000年7月の税制改革で売上税を廃止し、新たに付加価値税を導入した。このとき酒税の税率も改定され、新たな課税区分として、他のアルコール飲料より税率が低い、アルコール度10%未満の蒸留酒が定められた。一般にアルコポップス（Alcopops）と呼ばれるアルコール（alcohol）と炭酸飲料（pops）を混ぜたこの飲料は、口当たりがよく、価格が手ごろなこともあり、青少年、とりわけ10代女性の飲酒癖を助長する原因ともなっていた。

政府は、2008-09年度予算で実施する「全国過剰飲酒対策」(National Binge Drinking Strategy)の一部として、2008年4月27日からアルコポップスに適用される税率を、アルコール1リットル当たり39.36豪ドルから66.67豪ドルへ大幅に引き上げた。政府は、税率引上げが、若年層のアルコポップス離れを促進するとともに、税収増加分（政府見積もりで16億豪ドル）は予防医療対策に振り向けられると説明している。

### 税率引上げをめぐる動き

オーストラリアでは、関税、物品税は連邦の専管事項であり（憲法第51条第2号・第3号）、税率の変更は、政府の「提案」として、担当大臣が議会に動議を提出することで実施される。この動議は、通常公式の告知として取り扱われ、議会で表決されることはない。ただし議会が開会していない場合は、提案の通知は『官報』に掲載される。2008年のアルコポップスに対する税率引上げは、まず官報掲載により実施され、下院に動議が提出されたのは、同年5月13日であった。その後、年に2回行われる物価スライド方式による税率変更に合わせて、税率は、8月1日には68.54豪ドルに、さらに2009年2月2日には69.16豪ドルにまで引き上げられている。

税率の提案は、行政上の手段である。そのため、関税率、物品税率の変更は、限られた期間内（通常12か月）に立法化されなければならない。政府は、2009年2月11日にアルコポップスの税率引上げに関する「2009年物品税率改定法案」(Excise Tariff Amendment(2009 Measures No.1)Bill 2009)及び「2009年関税率改定法案」(Customs Tariff Amendment(2009 Measures No.1)Bill 2009)を下院に提出した。

## 増税をめぐる議論と法案の行方

増税により、2008年5月から2009年3月までのアルコポップスの売上量は、前年同時期に比べて約35%減少した。一方青少年が、蒸留酒とソフトドリンクを別々に購入して自分で代替飲料をつくるケースが増え、他のアルコール飲料の消費量は大幅に増えているとのデータも示された。野党側は、増税を歳入増加のための日和見的政策と非難し（保守連合）、青少年の過剰飲酒防止策として、増税のみでなく、酒類販売店の開店時間の規制、広告やスポンサーの禁止等、より包括的、統一的政策が必要である（緑の党や無所属議員等）としていた。両法案は下院通過ののち、野党優位の上院で、3月18日僅差で否決された。これを受け政府は、2008年4月27日から2009年5月13日までに徴収した酒税引上げによる税収を歳入として合法的に処理するため、5月12日に「2009年物品税率有効化法案」(Excise Tariff Validation Bill 2009)及び「2009年関税率有効化法案」(Customs Tariff Validation Bill 2009)を下院に提出し、同日、5月14日から始まる新たな税率引上げの提案（アルコール1リットル当たり69.16豪ドルの課税）を下院で行った。2本の有効化法案は5月13日に両院を通過し、同日、連邦総督の裁可を得た。

## 今後の見通し

5月12日に下院で新たな増税提案を行ったロクソン保健担当相は、今回の酒税の税率引上げが、データや専門家の裏付けに基づく包括的政策の一部で、政府は、3月に上院で否決された2法案を再提出するとしており、6月22日に2法案が再度下院に提出された。連邦議会では、下院で可決され上院で否決された法案と同じ法案を下院が3か月の期間をおいて再び可決した場合、上院が同法案を否決し、または議決せず、あるいは下院が同意できない修正を行うと、連邦総督は両院を解散できる（憲法第57条）。そのため、増税法案の再提出は、両院解散につながる可能性もある。3月の上院での採決時に反対票を投じた保守連合の対応が改めて注目されている。

主要参考文献（インターネット情報はすべて2009年6月13日現在である。）

- ・ I.C.Harris, *House of Representatives Practice*, 5<sup>th</sup> edition, House of Representatives, Canberra, 2005, p.428.
- ・ M.Thomas & P.Pyburne, “Excise Tariff Amendment (2009 Measures No.1)Bill 2009; Customs Tariff Amendment(2009 Measures No.1)Bill 2009,” *Bills Digest*, Nos.100–101, 2008–09, Parliamentary Library, Canberra, March 3, 2009.<<http://www.aph.gov.au/Library/pubs/bd/2008-09/09bd101.pdf>>
- ・ P. Pyburne, “Customs Tariff Validation Bill 2009 and Excise Tariff Validation Bill 2009,” *Bills Digest*, No.148, 2008–09, Parliamentary Library, Canberra, June 9, 2009. <<http://www.aph.gov.au/Library/pubs/bd/2008-09/09bd148.pdf>>
- ・ K. Magarey, “Alcopops makes the House see double: ‘the proposed law’ in section 57 of the Constitution,” *Research Paper*, No.32, 2008–09, Parliamentary Library, Canberra, May 12, 2009. <<http://www.aph.gov.au/Library/pubs/rp/2008-09/09rp32.pdf>>